

門真市制施行60周年記念商業振興対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、門真市補助金等交付規則（昭和43年規則第19号）第17条の規定に基づき、市内中小小売業者が門真市制施行60周年記念を盛り上げるために実施する商業振興対策事業に対し、その事業費の一部として門真市制施行60周年記念商業振興対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本市の商業の振興及びその発展を図るとともに、市民と門真市制施行60周年という節目を迎えた喜びを分かち合い、本市に対する誇りと愛着を高めることを目的とする。

(交付期間)

第2条 補助金の交付期間は、令和5年度限りとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街 小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域とする。
- (2) 商店会等 門真市内に存する次に掲げるものとする。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された商店街団体

イ アに準ずる任意の商店街団体であって、規約等により代表者の定めがあり、かつ、財産管理等を適切に行うことができるもの

ウ 個人で小売業、飲食業、サービス業に属する事業その他の事業を営む商店からなる団体であって、法人化されていない場合は、規約等により代表者の定めがあり、かつ、財産管理等を適切に行うことができるもの

エ その他市長が適当と認める団体

(補助対象団体)

第4条 補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、市長が認める商店会等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 構成する商店の数が10に満たない補助対象団体

- (2) 令和5年度に門真市商業振興対策事業補助金を申請し、又は受給した者
(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、門真市制施行60周年を盛り上げるために実施する商業活性化事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) イベントの開催
- (2) 補助対象団体が連携して行うイベントの開催（以下「連携イベントの開催」という。）

（補助率及び補助金の額）

第6条 補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、その補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下「申請団体」という。）が補助金の交付を申請しようとするときは、事業に着手する前に、門真市制施行60周年記念商業振興対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 予算書（様式第3号）
- (3) 事業の見積書（写）
- (4) 配置図面
- (5) 当該事業を決定した会議の議事録（写）
- (6) 役員及び会員名簿
- (7) 定款又は会則等
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、それぞれ、1補助対象団体当たり1回限りとする。

（交付決定）

第8条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、門真市制施行60周年記念商業振興対策事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請団体に通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第9条 前条の交付決定を受けた申請団体（以下「補助事業団体」という。）が、やむを得ない理由により、事業を変更し、又は中止しようとするときは、当該補助事業団体は速やかに、門真市制施行60周年記念商業振興対策事業変更（中止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績等報告）

第10条 補助事業団体が事業を完了したときは、速やかに門真市制施行60周年記念商業振興対策事業実績報告書（様式第6号）及び決算書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書（写）
- (2) 当該事業に係るパンフレット・チラシ等
- (3) イベントの参加者数等を記載した成果報告書
- (4) イベント開催を証する写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

（連携イベントの開催における申請等）

第11条 第5条第2号に定める事業に係る第7条第1項及び第9条の申請書並びに前条の報告書は、当事者が連署するものとする。

（補助金の交付）

第12条 市長は、第10条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を精査し、交付すべき補助金の額を決定し、門真市制施行60周年記念商業振興対策事業補助金交付指令書（様式第8号）により補助事業団体に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

- 2 第5条第2号に掲げる事業については、市長が別に定める様式により当事者が連署して、一の補助金振込先を指定し、振込みを依頼しなければならない。

（門真市制施行60周年記念商業振興対策事業補助金交付申請の制限）

第13条 本要綱に基づく補助金の交付を受けた補助事業団体は、令和5年度において、門真市制施行60周年記念商業振興対策事業補助金を申請することができない。

（細目）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
イベントの開催及び連携イベントの開催に要する経費	補助対象経費の 2分の1	次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) イベントの開催 400,000円 (2) 連携イベントの開催 800,000円

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

団体の住所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

門真市制施行60周年記念商業振興対策事業補助金交付申請書

門真市制施行60周年記念商業振興対策事業を実施したいので、門真市制施行60周年記念商業振興対策事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により補助金の交付を申請します。

記

1 事業名

2 添付書類

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

- 1 事業名
- 2 事業の目的
- 3 事業の実施日
- 4 事業費
- 5 事業の実施場所
- 6 事業内容（市制施行60周年を盛り上げるために実施する取組も記載）

様式第3号（第7条関係）

予算書

収入の部

（単位：千円）

科 目	予算額	説 明
自己負担金 門真市補助金		
計		

支出の部

科 目	予算額	説 明
計		

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

団体の住所

団 体 名

代表者氏名

門真市長（氏 名）

門真市制施行60周年記念商業振興対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった門真市制施行60周年記念商業振興対策事業補助金については、門真市制施行60周年記念商業振興対策事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交 付 額 金 円

2 交付条件

- (1) 門真市補助金等交付規則（昭和43年規則第19号）を遵守すること。
- (2) 当該補助金は、運用目的に従い、有効適切に使用すること。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

団体の住所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

門真市制施行60周年記念商業振興対策事業変更（中止）承認申請書

門真市制施行60周年記念商業振興対策事業補助金交付要綱第8条の規定により、事業計画の変更（中止）をしたいので、次のとおり申請します。

記

1 事 業 名

2 申請年月日 年 月 日

3 決定年月日 年 月 日

4 変 更 理 由

5 変 更 内 容 （新）

（旧）

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

団体の住所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

門真市制施行60周年記念商業振興対策事業実績報告書

門真市制施行60周年記念商業振興対策事業補助金交付要綱第10条の規定により、次の事業が完了したので報告します。

記

1 事業名

2 事業の目的

3 完了年月日 年 月 日（ ）

4 事業費

5 事業の実施場所

6 事業実績

様式第7号（第10条関係）

決算書

収入の部

（単位：円）

科 目	予算額	決算額	説 明
自己負担金 門真市補助金			
計			

支出の部

科 目	予算額	決算額	説 明
計			

様式第 8 号（第12条関係）

門真市（ ）指令第 号

団体の住所

団 体 名

代表者氏名

門真市制施行60周年記念商業振興対策事業補助金の交付について

年 月 日付け 第 号により交付決定した門真市制施行60周年記念商業振興対策事業補助金については、門真市制施行60周年記念商業振興対策事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により金 円を交付する。

年 月 日

門真市長（氏 名）印